2020年7月14日現在[[1]](#footnote-1)

日本銀行金融市場局

**国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの随時選定について**

１．はじめに

○　日本銀行では、国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの対象先の選定を随時行います（以下「随時選定」といいます。）（注）。

（注）国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの取引方法等については、日本銀行ホームページ（https://www.boj.or.jp/） に掲載している次の資料をご覧下さい。

・「国庫短期証券売買オペの取引概要」

・「国債現先オペの取引概要」

・「金融市場調節取引におけるオファー停止、対象先除外等の措置について」

　――　なお、日本銀行では、国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの対象先を原則として年一回の頻度で見直すこととしています（以下「定例選定」といいます。）。このため、定例選定中の一定期間その他日本銀行が必要と認める場合には、随時選定を停止することがありますので、随時選定の応募を希望される場合には、予めご相談下さい。

**２.　対象先の選定**

○ 対象先は、「国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの対象先随時選定基準・手続」（別紙）に基づき選定します。ただし、現段階では予見できない事情のために、別紙記載の基準等を適用することが不適当と判断される場合には、当該予見できない事情をも勘案して選定を行うこと、または選定された対象先の見直し等を行うことが極く例外的にあります。

以　　上

|  |
| --- |
| ＜照会先＞日本銀行　金融市場局オペレーション企画担当部署03-3277-1277、03-3277-1272 |

別紙

**国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの対象先随時選定基準・手続**

**１．対象先数**

○　国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの対象先については、特に先数を定めません。

**２．対象先としての役割**

○　金融調節を機動的・効率的に遂行する観点から、対象先には以下の役割を遵守することを求めます。

（１）国庫短期証券売買オペ・国債現先オペに積極的に応札すること

（２）正確かつ迅速に事務を処理すること

（３）金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

○　対象先が、上記の役割に著しく背馳すると認められる場合その他の日本銀行が対象先との間で行う国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの適切な運用を確保する上で支障が生じると認められる場合には、当該先に対して理由を示したうえで、オファーの見送り、あるいは対象先からの除外といった措置を採ることがあります。

**３．対象先としての必須基準**

○ 対象先は、次の要件を満たしている必要があります。

（１）日本銀行本店の当座預金取引先である金融機関、金融商品取引業者、証券金融会社または短資業者であること（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除きます。）。（注）

（注）・ 金融機関とは、日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいいます。

 ・金融商品取引業者とは、日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。

 ・証券金融会社とは、日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいいます。

 ・短資業者とは、日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいいます。

（２）当座勘定取引について日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること。

（３）国債振替決済制度の参加者（間接参加者を除きます。）であること（ただし、（５）の場合を除きます。）。

（４）国債資金同時受渡関係事務について日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること（ただし、（５）の場合を除きます。）。

─―　なお、国債資金同時受渡関係事務における資金受入・払込先として、日本銀行本店との間で当座勘定取引を行う自己の店舗を指定している必要があります。

（５）売買に係る決済を委託する場合には、日本銀行が承認する金融機関に委託すること。

─―　国庫短期証券売買オペ・国債現先オペに係る決済を他の金融機関に委託することを希望する場合には、2015年7月17日公表の「国債系オペにおける決済代行者の随時承認について」をご参照のうえ、決済代行者の承認のための申出等を別途行って下さい。

（６）受付日直前の決算期末（中間決算期末を含みます。以下同じです。）において、自己資本比率等が「金融調節取引の対象先等に関する信用力要件」に定める要件を満たすこと、または、受付日直前の決算期末以降の増資等の事情により、自己資本比率等が当該要件を満たすようになったと確認できること。

――　「金融調節取引の対象先等に関する信用力要件」は、日本銀行ホームページ（https://www.boj.or.jp/mopo/measures/select/index.htm/）に掲載しています。

―― 受付日直前の決算期末の自己資本比率等が、受付日までに判明していない場合には、判明している直近の決算期末とします。

―― 受付日において初回の決算期末が到来していない先であっても、次の先は応募が可能です。

イ．何れかのオペの対象先としての資格の移管が認められた先

ロ．日本銀行に決算期末の自己資本比率等を報告していた他の金融機関等との合併、当該他の金融機関等からの事業の全部譲受けまたは当該他の金融機関からの会社分割による事業の全部承継を受けた先

（７）受付日直前の決算期末以降の経営の状況その他考査等から得られた情報に照らし、自己資本比率等が実質的に「金融調節取引の対象先等に関する信用力要件」に定める要件を満たしていないとみられる事情、その他信用力が十分でないと認められる特段の事情がないこと。

○ 対象先の選定後、対象先等（対象先および対象先として選定された先であって所要の約定を未締結の先をいいます。以下同じです。）に合併その他の事由が生じた場合において、以上の基準に鑑み日本銀行が必要と認めるときは、当該対象先等から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。
 また、上記の基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先等から除外すること等があります。

**４．応募**

（１）応募の受付

○　日本銀行金融市場局において、原則として常時随時選定への応募を受付けます。

　――　ただし、定例選定中の一定期間その他日本銀行が必要と認める場合には、随時選定を停止することがあります。

（２）応募の方法

○　随時選定に応募する金融機関等（以下「応募先」といいます。）は、別添１の申請書を、日本銀行金融市場局市場調節課オペレーション企画グループ（本店新館4F）まで提出して下さい。

――　申請書を提出される場合には、予め下記の連絡先までご連絡下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| （連絡先） | 日本銀行　金融市場局オペレーション企画担当部署 |
|  | TEL：03-3277-1277、03-3277-1272 |
|  | E-mail：post.fmd26@boj.or.jp |
|  | 住所：〒103-8660　　　東京都中央区日本橋本石町2-1-1 |

（３）応募に関する留意事項

○ 応募先が、受付日において、何れかのオペの対象先等、国債系オペにおける決済代行者等（決済代行者および決済代行者として承認した先であって所要の約定を未締結である先をいいます。以下同じです。）またはＣＰ・社債等買入における決済代行者等の何れにも該当しない場合において、次の①から④までの何れかに該当するときは、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を提出して下さい。

――　提出資料については、別添２の１．を参照して下さい。

① 受付日において初回の決算期末が到来していない先

② 受付日直前の決算期末以降、他の法人との合併、他の法人からの事業の全部もしくは一部譲受け、他の法人への事業の一部譲渡、他の法人からの会社分割による事業の全部もしくは一部承継または他の法人への会社分割による事業の一部承継があった先（既に日本銀行に自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を提出済である先を除きます。）

③ 受付日直前の決算期末の自己資本比率等を、日本銀行に提出後、変更した先（変更後の自己資本比率等を日本銀行に提出済の先を除きます。）

④ ①から③までの先のほか、日本銀行が自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めた先（資料の提出を求める場合には、日本銀行から個別に取扱いをご連絡します。）

**５．選定方法**

○　日本銀行は、原則として、毎月第8営業日に、前月第9営業日から当月第8営業日までに受付けた応募を取り纏めて選定を行います。

　――　ただし、定例選定中の一定期間その他日本銀行が必要と認める場合には、随時選定を停止することがあります。

○ ３．の必須基準を満たし、かつ２．の役割の遵守を確約しているすべての応募先を対象先として選定します。

６．その他

（１）約定書等の貸与

○ 国庫短期証券売買オペ・国債現先オペに関する約定書等の借覧を希望される場合には、日本銀行金融市場局オペレーション企画担当部署にご照会下さい。

（２）対象先選定結果の通知および公表

○ 対象先の選定結果は応募先に個別に通知します（原則として、申請書にご記入頂いた連絡先の第1順位の方に通知します。）。また、対象先として選定した先は公表します。

○　選定した対象先との取引は、所要の準備が整い次第開始します。

＜日本銀行金融市場オンラインを利用していない皆様へ＞

国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの対象先となった場合には、日本銀行金融市場オンラインを利用していただく予定です。日本銀行金融市場オンラインの導入準備には一定の期間を要しますので、日本銀行金融市場局までお早めにご連絡いただくようお願い致します。

 以 上

**金融市場調節取引の対象先選定に係る申請書（随時選定）**

別添１

当方は、以下の諸点を確約のうえ、下表の金融市場調節取引の対象先となることを希望します。

※希望する金融市場調節取引の左欄に○を記入（複数希望する場合には、希望するすべての金融市場調節取引の左欄に○を記入）。

|  |  |
| --- | --- |
| 希望記入欄 | 金融市場調節取引の種類 |
|  | 国債売買オペ |
|  | 国庫短期証券売買オペ・国債現先オペ |
|  | 国債補完供給 |
|  | ＣＰ・社債等買入オペ |

１.当方は、希望する金融市場調節取引の対象先に選定された場合には、選定された金融市場調節取引について、各金融市場調節取引の対象先選定基準・手続に掲げる役割を遵守します。

２.当方は、希望する金融市場調節取引について、各金融市場調節取引の対象先選定基準・手続に掲げる必須基準を満たしています。

３.当方は、日本銀行が必要と認める場合には、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

 　　　年　　月 　日（注１）

（金融機関等コード・4桁）

（金融機関等名）（注２）

（役職名・代表者）

 　　　　　　　　　　　　　　　　　（注３）印（注４）

日本銀行金融市場局長 殿

（注１） 申請書の提出日を記載して下さい。この記載がない場合には、日本銀行の受付印の日付を提出日とみなします。

（注２） 日本銀行との当座預金取引において業務局に届出済の印鑑届における金融機関等名を記載して下さい。また、外国銀行および外国法人である金融商品取引業者の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。

（注３） 頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。

（注４） 代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の代表者の印鑑届に押なつしているもの（署名鑑届出者については届出済の署名）を使用して下さい。

■連絡先（優先順位を付けて2名まで記入して下さい。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第1順位 | 第2順位 |
| 部署・役職 |  |  |
| 氏名 |  |  |
| 電話番号 |  |  |
| ファクシミリ番号 |  |  |
| E-mailアドレス |  |  |
| 住所：〒 |

■ＣＰ・社債等買入オペにおいて短期社債等の約定照合・決済照合および振替を行うための口座の開設状況等（注）

※ＣＰ・社債等買入オペの対象先となることを希望する先は、該当する区分にチェックを記入。

□　1．株式会社証券保管振替機構に短期社債等の振替を行うための口座を開設している「機構加入者」です。決済照合システムで利用する当方の金融機関識別コード（ＢＩＣコードまたは統一金融機関コード等）は、　　　　　　　　　　です。

□　2．1．には該当しませんが、口座管理機関に短期社債等の振替を行うための口座を開設しています。口座を開設している口座管理機関は、　　　　　　　　　です。

決済照合システムで利用する、当方の金融機関識別コード（ＢＩＣコードまたは統一金融機関コード等）は　　　　　　　　　　、当該口座管理機関の金融機関識別コード（ＢＩＣコードまたは統一金融機関コード等）は　　　　　　　　　　です。

（注）ＣＰ・社債等買入オペの対象先選定後に変更が生じる場合には、予め日本銀行業務局にご連絡下さい。

（金融機関等名）

別添２

**国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの対象先選定への応募にあたっての留意事項（随時選定）**

１．自己資本比率等

○　応募先が、「国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの対象先随時選定基準・手続」４.（３）により自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を提出する場合には、同４.（３）の①から④までの何れに該当するかを記した適宜の書面とともに、次の資料を提出して下さい。

（１） 日本銀行が指定する時点の自己資本比率等（実績値がない場合には、見込み値または監督官庁に見込み値を提出済であるときはその数値）、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料

（２） 監督官庁に提出済の見込み値を報告する場合には、監督官庁への提出を証する書面

**２．対象先が合併、事業譲渡または会社分割を行う場合の取扱い**

○ 今回選定した対象先が、合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合において、合併後の存続会社、譲受会社または承継先（以下「新会社」といいます。）に対象先としての資格を移管することを希望するときは、新会社が対象先の必須基準（「国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの対象先随時選定基準・手続」の３．（１）から（７）まで）を満たしていること等を確認のうえ、次のとおり取扱います。

（１）対象先が、合併、事業（対象先が外国銀行または外国法人である金融商品取引業者である場合には、日本における事業をいいます。以下同じです。）の全部譲渡または会社分割による事業の全部承継を行う場合には、特段の問題がない限り、新会社に対象先としての資格を移管することを承認します。

（２）対象先が、事業の一部譲渡または会社分割による事業の一部承継を行う場合において、国庫短期証券売買オペ・国債現先オペに関する事業がその対象となるときは、その内容に様々な態様が考えられるため、一部譲渡または一部承継の内容を確認したうえで、新会社に対象先としての資格を移管することを承認するか否かを判断します。

○　また、対象先が合併により非存続会社となる場合、事業譲渡において譲渡会社となる場合または会社分割において分割会社となる場合には、当該対象先との国庫短期証券売買オペ・国債現先オペについて、日本銀行および当該対象先における実務上のフィージビリティを確認する必要があります。また、確認の結果、オファーを見送ることがありますので、予めご承知おき下さい。

○　上記の場合を含め、対象先として選定した先が合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合には、日本銀行金融市場局に前広にご連絡下さい。

以 上

1. 当初公表日は、2013年4月19日。 [↑](#footnote-ref-1)